

20102700/A・B (CD-R1枚あり)

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

障害者の自立支援と 「合理的配慮」に関する研究

— 諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性 —

(H20－障害－一般－001)

平成20～22年度 総合研究報告書

平成22年度 総括研究報告書

研究代表者 勝又 幸子

平成23(2011)年3月

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）

障害者の自立支援と
「合理的配慮」に関する研究
－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－

(H20－障害－一般－001)

平成 20～22 年度 総合研究報告書
平成 22 年度 総括研究報告書

研究代表者 勝又 幸子

平成 23(2011)年 3 月

目 次

I. 総合研究報告（平成 20～22 年度）	
障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究	
―諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性―	
勝又 幸子	3
II. 総括研究報告	
障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究	
―諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性―	
勝又 幸子	13
III. 分担研究報告	
1.. 合理的配慮アプローチと障害／能力観の変容	
星加 良司	31
2. 障害者雇用における「合理的配慮」の政策化に向けて	
遠山 真世	43
3. 「自立」支援における地域間格差	
土屋 葉	57
4. 知的障害者にも「生活の自律」を可能とする自立支援制度のために	
―アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえた制度提言―	
岡部 耕典	77
5. イギリスにおける「パーソナライゼーション」施策と障害者自立支援	
の課題	
白瀬 由美香	103
IV. 研究協力者報告	
1. 障害福祉と地方分権について	
西山 裕	125
2. 障害者雇用における「合理的配慮」と「保護雇用」のあり方に関する	
一考察	
―障害者の就労と所得保障のあり方を視野に入れて―	
磯野 博	151

3. 脱施設化の歴史的経緯	
－アメリカ・イギリスの動向を中心に－	
中原 耕	211
4. 合理的配慮と精神障害特性および実質的配慮の存在	
－その影響と法制度化における課題－	
山村 りつ	227
5. 知的障害者グループホーム利用者の収支分析	
大村 美保	245
6. 合理的配慮を保障する支援について	
－支援された意思決定を手がかりに－	
木口 恵美子	257
7. 障害者の自立生活を支える介助サービス	
－親役割への支援から考える－	
佐々木 愛佳	269
8. 女性政策は障害女性の課題をどのように位置付けてきたか	
－障害女性が受ける複合差別の課題化に向けて－	
瀬山 紀子	281
9. 書誌リスト 複合差別の様相－障害のある女性の場合－	
臼井 久実子	297
V. 平成 22 年度 障害保健福祉総合研究推進事業	
・外国人研究者招へい（推進事業報告書）	
勝又 幸子	317
・障害のある女性に関するアンケート調査の実施とその分析	
伊藤 智佳子&島野 涼子	323
・公開研究会「ジェンダーと障害」	
DPI 女性障害者ネットワーク	336
VI. 研究成果の刊行・報告に関する一覧表	
平成 22 年度 研究成果の刊行・報告に関する一覧表	369
平成 22 年度 研究会開催一覧	371
VII. 研究成果の刊行物・別刷	
学会等報告資料	375

研究者一覧

研究代表者

勝又 幸子 (国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部 部長)

研究分担者

岡部 耕典 (早稲田大学文学学術院 准教授)
白瀬 由美香 (国立社会保障・人口問題研究所 研究員)
土屋 葉 (愛知大学文学部人文社会学科 准教授)
遠山 真世 (立教大学コミュニティ社会福祉学科 助教)
星加 良司 (東京大学大学院教育学研究科
附属バリアフリー教育開発研究センター 専任講師)

研究協力者

磯野 博 (静岡福祉医療専門学校 教員)
臼井 久実子 (東京大学 READ：経済と障害 特任研究員) ※
大村 美保 (東洋大学大学院 大学院生)
木口 恵美子 (東洋大学大学院 大学院生)
佐々木 愛佳 (自立生活センター日野 コーディネーター)
瀬山 紀子 (東京大学 READ：経済と障害 特任研究員) ※
永井 順子 (旭川大学保健福祉学部 准教授) ※
中原 耕 (同志社大学大学院 大学院生)
西山 裕 (北海道大学公共政策大学院 教授)
百瀬 優 (高千穂大学人間科学部 助教) ※
山村 りつ (同志社大学大学院 大学院生)

※:平成 20 年度のみ参加

*:平成 22 年度のみ参加

(姓 50 音順・2011 年 3 月末現在所属名)

3年間の研究の軌跡

	1年目 (2008年度)	2年目 (2009年度)	3年目 (2010年度)
目標	「障害者権利条約」を 障害者の自立と完全 社会参加から理解す る	当事者が求める 「合理的配慮」を理 解する	実際の政策のなか で「合理的配慮」を位 置付ける
トピック	障害者と計画 知的障害者の地域生活 アフターマティブアクション 雇用・福祉就労と合理的配慮 地域支援団体 居住選択の自由 精神障害者と自立生活 介護保険と障害者自立支援 障害者の所得保障(年金)	パーソナルアシスタンス 知的障害者の自立支援 シェルタードエンプロイメント 自立生活と介助サービス 就労「差別」と合理的配慮 分野横断的施策 ダイレクトペイメントと自立支援 支援者と関係者 脱施設 精神障害者への合理的配慮 保護雇用(社会的事業所) 政策モニタリング	知的障害者・精神障害者に対 する「合理的配慮」 ジェンダーに対する「合理的配 慮」 能力主義と「合理的配慮」 補助付就労(賃金補助等)と合 理的配慮 諸外国の脱施設の歴史的考察 地方自治・地方分権とナショナ ルミニマム パーソナライゼーションの位置 付けと課題(イギリスの例より)
諸外国	アメリカ(カリフォルニア州) カナダ(マニトバ州) ドイツ アメリカ連邦	アメリカ、イギリス、カナダ、ス ウェーデン、韓国	アメリカ、イギリス、カナダ、韓国
公表の方法	参加研究者の個別学会発表		公開研究会開催(外国人 研究者を招聘)

参考:国連 障害者の権利条約

- 2007年9月 日本署名 未批准
- 2008年4月 20カ国の批准を経て発効

(2010年9月末現在)	署名	批准
条約	147	95
選択議定書	90	58

主な批准国:
韓国・中国・オーストラリア・ニュー
ジーランド・イギリス・スペイン・イ
タリア・フランス・スウェーデン・デ
ンマーク・ドイツ・ブラジル・メキシ
コ、他

国連のウェブページで署名・批准国の動向を公開
<http://www.un.org/disabilities/countries.asp?id=166>

I . 総合研究報告

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究
－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－
(H20－障害－一般－001)

総合研究報告 平成 20～22 年度

研究代表者 勝又幸子
(国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長)

研究の要旨

本研究は自立支援法施行後 3 年目の平成 20 年度から 3 年間実施した。当時は、支援費制度から自立支援給付へと制度が大きく変わり、身体・知的・精神の 3 障害を横断的に支援していくための仕組みが動きだした時期といえる。多くの反発を生んだ定率負担の導入については、障害者の所得保障と併せて、自立支援法施行から 3 年後に見直しを行うこととなっていた。しかし、法の施行直後から自立支援法の部分的改訂に批判的な意見があった。その一方、2007 年（平成 19 年）9 月日本政府は、障害者権利条約に署名した。その後条約そのものは 2008 年 4 月 20 カ国の批准を経て発効したが、日本では、日本障害フォーラム（JDF）をはじめとする障害当事者団体が、国内における抜本的な改革なしに、障害者権利条約の即時批准に踏み切ることをよしとせず、自立支援法の見直し議論と併せて障害者権利条約批准については慎重論がでていた。2009 年 12 月に政権交代を機に、2010 年 1 月国（厚生労働省）と「障害者自立支援法違憲訴訟」を起こしていた全国 71 名の障害者と弁護団の間で基本合意文書が交わされた。その合意文書のなかで、障害者自立支援法を廃止し、あたらしい制度を平成 25 年 8 月までに実施することが約束された。そして、内閣総理大臣を本部長とする障がい者制度改革推進本部が設置され、その下に 2010 年 1 月に内閣府に障がい者制度改革推進会議が設置された。障害者基本法の改正、障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法（仮称）の制定、障害者差別禁止法の制定、それらの整備のもとに障害者権利条約の批准を行うという基本方針がだされた。本研究の実施期間にはこのように障害者制度改革議論が活発化した平成 22 年度が最終年度として含まれている。

本研究は、障害者権利条約の批准を見据えて、障害者政策における解決すべき課題を、「合理的配慮」という言葉の理解を深めながら、多方面から検討することを目的に実施された。各年の目標は、1 年目が「障害者権利条約」を障害者の自立と完全社会参加から理解する、2 年目が当事者が求める「合理的配慮」を理解する、3 年目が実際の政策のなかで「合理的配慮」を位置付けると置いた。

【分担研究者 [50 音順]】:

岡部 耕典 (早稲田大学 文学学術院
准教授)

白瀬由美香 (国立社会保障・人口問題
研究所 研究員)

土屋 葉 (愛知大学文学部人文社会
学科 准教授)

遠山 真世 (立教大学コミュニティ社
会福祉学科 助教)

星加 良司 (東京大学大学院教育学研
究科附属バリアフリー教
育開発研究センター 専
任講師)

【研究協力者 [50 音順]】:

磯野 博 (静岡福祉医療専門学校
教員)

臼井久美子 (東京大学 READ: 経済と
障害 特任研究員) *

大村 美保 (東洋大学大学院 大学院
生)

木口恵美子 (東洋大学大学院 大学院
生)

佐々木愛佳 (自立生活センター日野
コーディネーター)

瀬山 紀子 (東京大学 READ: 経済と
障害 特任研究員) *

中原 耕 (同志社大学大学院 大学
院生)

永井 順子 (旭川大学保健福祉学部
准教授) ※

西山 裕 (北海道大学公共政策大学
院 教授)

百瀬 優 (高千穂大学 人間科学部
助教) ※

山村 りつ (同志社大学大学院 大学
院生)

※平成 20 年度参加, *平成 22 年度参加

A. 研究目的

本研究は、障害者権利条約の批准を見据えて、障害者政策における解決すべき課題を、「合理的配慮」という言葉の理解を深めながら、多方面から検討することを目的に実施された。各年の目標は、1 年目が「障害者権利条約」を障害者の自立と完全社会参加から理解する、2 年目が当事者が求める「合理的配慮」を理解する、3 年目が実際の政策のなかで「合理的配慮」を位置付けると置いた。

B. 研究方法

研究体制は 5 名の分担研究者及び 11 名の研究協力者を組織した。(以下、分担研究者と研究協力者を総称して参加研究者と呼ぶ。)研究の進め方としては、研究会方式をとった。参加研究者には、年度当初に、研究目標の設定を依頼し、年度末にその目標に照らしあわせて研究報告を行い原稿の寄稿をもとめた。障害者権利条約の条文のなかから焦点を当てる条文を選び、「合理的配慮」をキーワードとして、研究の視点に共通性を確保した。また、サブタイトルに明記したように、国際比較の視点を重要視して、諸外国の障害者政策に関する知見を考察に含めることを求めた。

3 年間で 19 回の研究会を開催し、延べ 12 名の講師を招いて講義を受けた。また、最終年には外国人研究者招へいを機に公開研究会を実施した。

委託調査として平成 20 年度には「日本の介護保険制度と障害者支援に関する調査～ドイツ介護保険制度との比較を通して～」と「障害者の就労状

況に関する事例調査の実施及び結果のとりまとめ」を実施した。平成 21 年度においては、「介助を受けて自立生活をする障害者の生活実態調査」と「地域主導による障害者支援プロセスのケーススタディ」を実施した。

平成 20 年度、外国調査はアメリカ・カリフォルニア州における知的障害者の生活支援制度について実施した。また国内調査は、社会的事業所など先駆的な事業を行っている地方自治体からの現地ヒアリングを実施した。平成 21 年度、外国調査は UNESCAP の専門家会議「障害者権利条約と国内法の協調」に参加し、アジア環太平洋諸国の条約批准にむけた取り組みにおける国内法との調整の実態について情報収集した。

平成 20 年度アメリカ・カリフォルニア州の調査において入手した資料（『ランタマン法における権利とは？－発達障害者のためのリージョナルセンターのサービス』プロテクション&アドボカシー・インク）を翻訳し、参加研究者がそれを参考にして報告書をまとめた。平成 21 年度には、韓国保健福祉家族部の「障害者差別改善モニタリングシステム構築のための政策研究」を翻訳し、障害者権利条約第 33 条における監視に関する条文と政策への反映について考察した。

なお、参加研究者に対しては、各所属学会における研究成果の発表を奨励し、3 年間で延べ 19 回の学会報告を行った。論文発表については、述べ 4 本にとどまっているが、最終年度の総括研究報告をベースとして査読付学会誌等への寄稿を参加研究者はすでに始め

ているところである。

C. 研究結果

【平成 20 年度】

障害者自立支援法と障害者権利条約との関係については、障害者自立支援法で導入された就労支援事業について、また地域における自立生活の保障（障害者権利条約第 19 条）との関係の考察を行った。就労支援については、福祉的就労・保護雇用などの、合理的配慮を伴う就労形態について、自立支援法で移行期にある授産施設や福祉作業所について、インタビュー調査を実施し課題を整理した。

また、社会的作業所などの障害者にとっての第 3 の雇用機会の創出についても情報を収集した。障害当事者の介助を受けながらの自立生活については、現在にいたる自立生活運動の系譜をサーベイし、介助サービスなどの主体的な消費者として障害当事者に着目した、パーソナルアシスタント制度やその財源調達方法としてのインディペンデントファンドなどの北米における実態の調査を行った。障害者自立支援法は施行から 3 年を経過し、見直しの時期にあった。障害者の所得保障は附則にも明記された重要な検討課題だった。これについては、アメリカにおける障害年金制度とその実態から多くの知見が得られた。

障害者の自立生活には就労支援を含む所得保障と生活保障としての介助サービスが不可欠であり、この両方を現在の厳しい財政状況の中で進展させるためには、既存の制度の見直しを含む抜本的な検討が必要になる。自立支

援法の施行によって障害政策において認知度が高まっている精神障害者についても、インタビュー調査や就労支援に対する問題点の洗い出しを行った。

【平成 21 年度】

障害者権利条約の第 19 条；自立した生活及び地域社会に受け入れられること、第 27 条；労働及び雇用、第 33 条；国内における実施及び監視、そして合理的配慮規定に含まれる免責要件「過度な負担」「根本的な変更」についての理論的考察を行った。

第 19 条関連では、アメリカ・カリフォルニア州の発達障害者のためのリージョナルセンターサービスについての検討、カナダ・マニトバ州における“*In the company of friends*”制度について検討、スウェーデンにおける脱施設化の過程の検討、パーソナルアシスタントやダイレクトペイメントの経験が長いイギリスにおける障害者問題対策局（Office for Disability Issues）の考察、国内のパーソナルアシスタント利用者については、インタビュー調査を通じて地域差と介助するものと介助される者との意識を明らかにした。また、ダイレクトペイメントを国内に導入するために、どのような課題があるかについても整理した。

第 27 条関連では、外国については、保護雇用（シェルタードエンプロイメント）の国際的位置付けを障害者権利条約の策定過程において整理し、国内については、障害者雇用のさまざまな公的統計からその課題を検討する一方、社会的事業所の実例について北海道札幌市、大阪府箕面市の社会的事業所制度に関するヒアリングを実施しその考

察をまとめている。

第 33 条関連では、韓国保健福祉家族部における研究（2009 年発行）「障害者差別改善モニタリングシステム構築のための政策研究」の日本語訳を作成し、条約批准後に新たに構築する監視委員会の在り方について諸外国の実態から検討を実施した。このほか、障害者自立支援法でも特に対応の遅れを指摘されている精神障害者について検討するため、アメリカにおける精神障害者の合理的配慮の実例について判例をもとに考察を行っている。なお、国内における自立支援法導入後の動向についても把握すべく、委託研究「地域主導による障害者支援プロセスのケーススタディ」を実施した。調査では行政のみならず市民も広く参画して地域主導の障害者支援プロセスを実践している事例として、兵庫県西宮市を取り上げた。地域の実践のなかで、障害者権利条約の掲げる障害当事者の地域生活の実現のための政策的に重要なポイントが明らかにされた。

【平成 22 年度】

3 年計画の最終年度にあたる平成 22 年度は、本研究の集大成として、参加研究者ごとにこれまでの研究をまとめ、政策提言につなげることを目標とした。

各年の目標は、1 年目が「障害者権利条約」を障害者の自立と完全社会参加から理解する、2 年目が当事者が求める「合理的配慮」を理解する、3 年目が実際の政策のなかで「合理的配慮」を位置付けると置いた。また、研究の視点としてジェンダーをテーマに加えることとした。

特に、研究者の関心の所在により、検討されたのは次の5分野である。

(1)就労、(2)地域生活と生活の自律、(3)地域格差と地方分権、(4)障害種別(精神障害者)、(5)ジェンダー

(1)就労については、欧米諸国で実施されている「合理的配慮」の具体的な内容を概観・整理し、「保護雇用」について概念と国内外における実践を紹介した。(2)地域生活と生活の自律については、アメリカとカナダにおけるパーソナルアシスタントを基礎とする援助付自律のスキームについて紹介・評価した。(3)地域格差と地方分権については、国と自治体との関係は、給付はナショナルスタンダードではなく「ナショナルミニマムの保障」を国が行い、地方自治体は地域のニーズに合った実行に役割があると結論づけた。また、イギリスの考察から、地方自治体はサービスの直接的な提供者又は間接的な調整者から、情報提供者・権利擁護者への役割をシフトさせる必要を述べている。(4)障害種別(精神障害者)については、精神障害者の就労場面における「合理的配慮」についてまとめた。(5)ジェンダーについては、障害のある女性の「役割への支援」の重要性を明らかにし、母親役割への支援が重要であると主張した。男女共同参画基本計画の変遷のなかで第3次計画において、子育てをする障害がある女性の課題、また、DV被害にあった障害がある女性の課題を記していたことを評価しながらも、具体的な支援にまでは言及していないと述べている。

D. 結論

合理的配慮とはいったい何か、という本研究の結論は、その定義ではなく、合理的配慮の内容を決定する過程の特徴には「個別化」と「協議・交渉過程」の両方が不可欠要素であるという視点である。

これは、本研究を通じて、さまざまな分野について研究者が「合理的配慮」とはなにかを検討したことで出てきたさまざまな課題と同意義であり、これまでの障害者福祉においてはなかった「プロセスの導入」が合理的配慮には必要であることをあらわしている。

参加研究者の多くが関心をもっていた障害者権利条約の第19条；自立した生活及び地域社会に受け入れられること、については、障害の特性や活動の内容により障害当事者にとって必要不可欠な合理的配慮は多様であり、障害の医学モデルが行ってきた等級による重度から軽度の区別は参考にならない。

合理的配慮が不可欠になる場面は、知的障害者などには意思決定に対する支援であったり、家族責任を負っている障害者にとっては、母親役割への支援であったりする。また、精神障害者にとっては、障害の開示であり周りの個人に対する関わりように密接に関係している。

また、地方自治体が担う合理的配慮として、相談支援を通じて、本人や家族が選択判断する力をもつ為に、援助をする必要、すなわち当事者や家族のエンパワメントへの支援の重要性が共通して明らかになった。今後日本においても障害者が支援サービスを自ら選

択・管理・統制し、自立生活を実現するダイレクトペイメントのような仕組みを導入するならば、①情報提供や権利擁護、予算管理のためのサポート体制の構築、②サポート業務従事者および介助者の質的・量的な確保、そして何よりも③自立生活が何を表すのかという理念の明確化とそれに即した制度設計が、検討課題として挙げられることになる。地域主権の考え方が強くなるにつれ、地域間格差が固定化されるのではないかという危惧が参加研究者の間にもあるが、それは権限を障害福祉制度が措置制度であった頃に引き戻すことでは解決しない。むしろ、積極的な地方自治体の役割の位置付けと、ナショナルスタンダードの保障の確認が重要である。

最後に、合理的配慮は、一方的な専門家の介入でおわるものではなく、「当事者の判断を如何に支援するか」によってなされるものである。

その意味では、障害者権利条約批准後に専門家に期待されることのひとつは、「合理的配慮」を、支援に組み込み、当事者の自律（自立）の実現に寄与することである。

「合理的配慮の欠如が障害者の人権を脅かすものである」というコンセンサスは人々の間で簡単にとれるとは思われない。例えばアメリカの ADA における多くの訴訟により、差別の実態が明らかになるプロセスが必要であろう。一方で、すでに地域社会や労使関係の中で実現されている合理的配慮の存在を壊すようなことが無いよう、訴訟や不服申し立てのような手続きだけに依存した硬直的な制度や政策にな

らぬような注意が必要である。その場合重要なのは、繰り返しになるが、やはり「個別化」と「協議・交渉過程」である。

E. 健康危険情報

非該当

F. 研究発表

1.論文発表

- ・岡部耕典：「知的障害者が『自分の家』で暮らすための支援ーアメリカ・カリフォルニア州のサポータードリビング・サービス」、『ノーマライゼーション 12月号』第20巻12号:44-47、2009年
- ・中原耕：「居住に関する権利と施設入所ー国連の障害者政策を通してー」『同志社大学大学院社会福祉学論集』第24号：24-41、2010年
- ・岡部耕典：「ポスト障害者自立支援法の福祉政策」明石書店 2010年8月
- ・岡部耕典：「第7章 自立生活」松井亮輔・川島聡 編『概説障害者権利条約』法律文化社 pp.95-110.

2.学会発表

- ・勝又幸子：日本社会福祉学会第56回全国大会（平成20年10月11～12日、岡山県倉敷市・総社市、岡山県立大学）「英国のコミュニティ・ケア・ダイレクト・ペイメント法の現状と課題」
- ・遠山真世：日本社会福祉学会第56回全国大会（平成20年10月11～12日、岡山県倉敷市・総社市、岡山県立大学）「就労における『合理的配慮』再考」

- ・磯野 博：障害学会第 5 回大会（平成 20 年 10 月 24～26 日、熊本県熊本市、熊本学園大学）「障害者の保護雇用のあり方に関する検討～就労と所得保障に対する障害の定義をめぐって～」
- ・星加良司・飯野由里子：障害学会第 5 回大会（平成 20 年 10 月 24～26 日、熊本県熊本市、熊本学園大学）「合理的配慮とポジティブ・アクション－差別禁止アプローチの有効性と限界」ポスター報告
- ・百瀬 優：第 116 回社会政策学会（平成 20 年 10 月 11～12 日、岩手県盛岡市、岩手大学）「障害のある人に対する公的な社会保障－アメリカの年金、公的扶助、就労支援を参考に－」
- ・勝又幸子：日本社会福祉学会第 57 回全国大会（平成 21 年 10 月 10～11 日、東京都町田市）「障害者権利条約第 33 条『国内における実施及び監視』について－日本と諸外国におけるアプローチ比較－」
- ・岡部耕典：日本社会福祉学会第 57 回全国大会（平成 21 年 10 月 10～11 日、東京都町田市）「知的障害者の『生活の自律』とそのために必要な支援－アメリカ・カリフォルニア州における調査を踏まえて」
- ・星加良司：Equality of Opportunity and Japanese Type of Quota System in Employment Today Forum 2009 in UK, (2009, Manchester Metropolitan University) "Disability and Economy: Creating a Society for All"
- ・磯野 博：障害学会第 6 回大会（平成 21 年 9 月 26～27 日、京都府京都市）「障害者雇用における保護雇用のあり方に関する一考察－障害者の所得保障のあり方を視野に入れて－」
- ・勝又幸子：日本社会福祉学会第 58 回全国大会（平成 22 年 10 月 9～10 日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）「障害者権利条約第 33 条『国内における監視』について－権利性をいかに担保するか－」
- ・岡部耕典：日本社会福祉学会第 58 回全国大会（平成 22 年 10 月 9～10 日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）「知的障害者の『生活の自律』を前提とする福祉政策と支給決定システム－アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえて－」
- ・大村美保：日本社会福祉学会第 58 回全国大会（平成 22 年 10 月 9～10 日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）「知的障害者グループホーム利用者の家計収支分析－地域生活を可能にするための就労行動に着目して－」
- ・木口恵美子：日本社会福祉学会第 58 回全国大会（平成 22 年 10 月 9～10 日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）「知的障害者の自立を支える支援・制度・政策の関係について－カナダ・マニトバ州の取り組みから－」
- ・佐々木愛佳：日本社会福祉学会第 58 回全国大会（平成 22 年 10 月 9～10 日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）「障害者の自立生活を支える介助サービスとは－「役割への支援」に着目して－」
- ・西山 裕：日本社会福祉学会第 58 回全国大会（平成 22 年 10 月 9～10

日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町)
「ダイレクトペイメントの日本への
導入とその課題－障害者自身による
サービスの選択と利用計画の策定に
よる自立生活の推進－」

- ・山村りつ：日本社会福祉学会第 58
回全国大会（平成 22 年 10 月 9～10
日、愛知県名古屋市、知多郡美浜町）
「合理的配慮の効果的運用における
精神障害者の特性への配慮－裁判記
録レビューからの考察－」
- ・白瀬由美香：障害学会第 7 回大会（平
成 22 年 9 月 25～26 日、東京都目黒
区）「英国の障害者自立支援における
『パーソナライゼーション』の可能
性と課題」
- ・土屋 葉：障害学会第 7 回大会（平
成 22 年 9 月 25～26 日、東京都目黒
区）「『自立』支援における地域間格
差」
- ・磯野 博：障害学会第 7 回大会（平
成 22 年 9 月 25～26 日、東京都目黒
区）「障害者雇用における『合理的配
慮』と『保護雇用』のあり方に関す
る－考察－各地の社会的事業所の取
り組みをとおして－」
- ・臼井 久実子・瀬山 紀子：障害学
会第 7 回大会（平成 22 年 9 月 25～
26 日、東京都目黒区）「ADA の現状
と推進体制－ADA20 周年を迎えた
米国での短期調査報告から－」

※謝辞※

2010 年より、勝又幸子（研究代表者）
が障がい者制度改革推進会議の構成員
として参加し、岡部耕典（分担研究者）
が同会議のもと組織された障害者総合
福祉部会の構成員となった。

今日、3 年間の研究期間を完了でき
たのは、ひとえに参加研究者ひとりひ
とりの協力の賜物だと感謝している。
研究協力者には、大学院博士課程に在
籍している若手研究者も含まれていた。
彼らの今後の活躍に期待したい。

また、これまで本研究事業を通じて
ご協力ご指導をいただいていた研究者
各位の研究成果を制度改革に反映すべ
く大いに活用させていただきたいと願
っている。

添付 CD には、以下の報告書全文を収載しています。

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究

－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－

I．平成 20 年度 総括研究報告書

H20 総括研究報告書.pdf

II．平成 21 年度 総括研究報告書

H21 総括研究報告書.pdf

III．「障害者差別改善モニタリングシステム構築のための政策研究」

（抄訳）：韓国保健福祉家族部

韓国のモニタリング研究（抄訳）.pdf

IV．平成 20～22 年度 総合研究報告書

平成 22 年度 総括研究報告書

H22 総合・総括研究報告書.pdf

**障害者の自立支援と
『合理的配慮』に関する研究**

平成20～22年度

研究代表者
勝 又 幸 子

